

【共同研究】

子どもの存在における二重性

角田 巖*・綾 牧子**

Duality in the Place of Children in Society

Iwao TSUNODA, Makiko AYA

The place of children in the society is historical, social, and cultural.

Historically, children have grown up in surroundings such as their homes and schools; however, at the same time, they have also been isolated from the community.

The love of parents for their children gradually deepens; however, parents also begin to control their children.

At present, children are protected because they are considered immature and weak; however, they are also respected as independent beings.

This duality is integrated into the social framework since children are recognized as growing individuals. In the case of a child who commits a crime, the Juvenile Law attaches importance to his/her welfare and education because a child is a human being who has a future. On the other hand, there is a movement toward making punishments more severe and applying them to juvenile offenders at a younger age.

Children are assigned a variety of dualities, but the significance of their place in society increases as a result of the relative and symbiotic historical development between children and adults.

Key words: genesis of childhood, legal age of childhood, child labor, self-determination, convention on the rights of a child, paternalism

子ども期の発生、法律上の子ども年齢、児童労働、自己決定、子どもの権利条約、パターナリズム

・ 歴史的二重性

子どもという観念は歴史的に派生してきて、時代や社会、文化によって異なってきた。アリエスによれば、中世（16世紀）のフランス語には、「子供期」(enfance)、「青年期」(je-

unesse)、「老年期」(vicillesse)の3つしかなく、この青年期の意味は、「人生の盛り」、「中年」であり、しかも「18世紀までは、青年期は子供期と混同されていた¹⁾。ただ、中世においても、1200年頃にイギリスで宗教と法律上で大人と子どもとが区別されていたという指摘がある。教会での金銭的義務、結婚、病気の際の塗油の儀式などは大人の行事として決められていた²⁾。また、中世では最初に子

* つのだ いわお 文教大学人間科学部

** あや まきこ 文教大学人間科学部（非常勤講師）

どもとして特定化されたのは男子であって、女子は服装など大人と変わらなかった³⁾。

アリエスは、近代的意味の子ども（幼児と青年の間の子ども）が生じてきたのは、新しい社会の慣行が出現してからであったと述べている。その変化の一つは教育における子どもの処遇であった。中世では、徒弟修業や聖職学校などにおいて、子どもは大人と共に年齢の混淆とした状態で学んでいた。18世紀頃、寮制度の発達によって子どもに対する観念が変化し、青年や大人と隔離されて教育を受けるようになる。やがて、「子供の特異性の感覚、子供の心理についての知識」に配慮して、「学校が子供たちをある理想の人間類型のモデルに従って教育することを求め」られるようになった⁴⁾。

次に、地域社会における家庭の姿が変化するに伴い、子どもに対する観念が変わっていった。中世では、家庭は地域と廊下伝いのように結ばれ、開かれていたが、18世紀以降、家庭は社会と距離を持ち、個々の家庭での生活やプライバシーを守るようになる。この近代家族の成立によって、家庭は「ことに子供たちそれぞれの向上に費やされるのであり、家族というよりはむしろ子供たちが中心なのである」⁵⁾という現代的形態に至る。

しかしながら、この学校における子どもだけの教育と、家庭における養護・育児・しつけは、これまでの共同体に位置づけられていた子どもを学校と家庭に囲い込むという方向に向かわせることになった。それは、共同体の衰退と反比例して、個人主義の確立という近代社会成立の渦中に、子どももまた置かれることになった。俗としての社会と聖としての学校・家庭の対立が生じ、子どもは保護される対象として情愛に満ちて守られていく。同時にこの保護は、俗の世界に対する監視システムをも派生させ、管理と依存の関係を生み出してくるようになった。

ドゥモースは、人類の歴史的発展の中心がパーソナリティの「心理発生的(psychogenic)」⁶⁾変化であるにとらえ、親と子の相互作用の

世代間継承から見ていった。というのも、子育ての慣習こそが「文化を構成するほかのすべての要素を伝達し、発展させる条件で」⁷⁾あるからである。この発展は、以下のように変化していった⁸⁾。

1. 子殺しの様態 (Infanticidal Mode)

親が子育てに関する不安を解消するために、子どもを殺したが、子殺しをまぬがれた子どもにも投影し、意識下に継承されていった。子どもは邪悪に満ちた存在にとらえられ、たえず体罰が行われた。

2. 子捨ての様態 (Abandonment Mode)

子どもが魂を持つ存在として認識されるに従って、子殺しから子捨てに変わった。ただ、他人に子どもを預けて感情の絆をまったく持たない家庭内子捨ても多かった。

3. 対立感情共存の様態 (Ambivalent Mode)

親は子どもの感情生活に入り込むようになるが、まだ子どもは危険に満ちた存在として見られ、これを自然の法則に従って形づけることが必要と考えられていた。

4. 侵入の様態 (Intrusive Mode)

子どもは親を脅かす存在ではなくなり、親は子どもに感情移入し、子どもの心を支配して統制しようとするようになる。

5. 社会的様態 (Socializing Mode)

子どもの意志を支配する養育から、子どもを訓練し、適切な方向へ導き、社会に順応するように教える立場に変わる。

6. 助力的様態 (Helping mode)

親よりも子ども自身の方が子どもにとって必要とするものをよく知っていると考えられ、親はそれを満たすべく努めるようになる。訓練やしつけから、子どもとたえず応答し、共に遊び、奉仕をしようとする態度をとる。

ドゥモースは、この歴史的発展が単に前段階の消滅によって次に変わるのではなく、歴史上全ての段階的親子相互関係は残存していると指摘する。その結果、特に、近世に至るまでは、子どもへの情愛の深まりと同時に一方では子どもをたえず監視し、訓練による悪への墮落への防御の必要性を感じていた。子

どもが邪悪であると同時に深い情愛と慈しみをかける存在というダブルバインドの子ども観は、現在でも子どもを虐待する親の意識、無意識に沈殿しているにとらえられる。

・社会的二重性

1. 年齢の噴水線

幼児を除いて、児童、青年、成人という人間の発達段階的区分は歴史的・社会的・文化的所産であるが、それらは互いに関係的な相互規定によって意味づけられてきた。さらに、それぞれの境界の設定は、時代・文化・民俗の違いに基づいている。例えば、歴史的変動を見れば、イギリスにおいて選挙権は1969年に従来の21歳から18歳へとシフトされた。また、オーストラリアのある州では7歳で犯罪上の責任が課され、大人として処分される⁹⁾。特に、子どもと大人という二元的分節は、様々な行為に対応してそれぞれ異なる年齢で確定されてきた。時代や民俗、文化によって、同じような行為や権利が異なって設定されている状況は、一見子どもに対する観念や資質、年齢に対する評価が相対的、無定見で科学的でないように見える。しかし、これらの差異はまさに子どもの存在根拠が歴史的で社会的であることに基づくことを示している。

本来、子どもと大人の境界は線分的なものではなく、ゆるやかで漸進的なものであり、横断的で交流的な側面をも分ち合っている。しかしながら、社会的要請から子どもとしての、大人としての地位を決定しなければならない事態がある。その最も典型的で定型の手立てが法令であり、法においては明確な規定線として、年齢によって子どもの地位を定める。

法は、明確な裁定基準を必要とすると同時に画一性を志向する。法の年齢設定基準については、「たとえば、行為能力を事実上の個人の成熟にかからしめることは、ある意味では合理的であるが、法的安定性の見地からは、事実上の能力の差異にかかわらず、一律に確

定された成人年齢にかからせるのが妥当になる」¹⁰⁾と法の特性が指摘されている。

次に、子どもにかかわる法令を見ていくと、子どもに関する様々な名称と年齢区分が法令ごとに異なって使用されている(表「主な法令等における子どもの呼称と年齢区分」参照)。これは、それぞれの法令がそれぞれの目的に則って設定されており、各法令が合理的な理由に基づいて構成される限り、異なる名称を使用したり、同じ言葉で異なる意味づけをすることが可能である、という法の「概念の相対性」に因る。法令は子どもの責任能力、発達能力、性などの様々な側面からそれぞれの法令において年齢基準を設けている。その根拠は憲法、関連法、国際法、条約と関わりつつ、社会・文化・政治・経済などとも複雑に絡み設定されている。そこには、かならずしも厳密な根拠が論理的、科学的に理論づけられているとは限らない。何故なら、法には「根拠をもたないがゆえに、法自身を根拠として厳格な命令を服従に課す」¹¹⁾という法の権力を有するからである。しかしながら、法が社会正義を何よりも尊ぶという志向を持つものである限り、法には顕在的、ないし潜在的論理性、根拠、存在理由がある。各法令の年齢設定を横断的に見ていくことで、現社会が意図的、無意図的に抱いている子どもの存在についてのディスクリールが見えてくるのではないだろうか。

2. 未成年と成年

大人と子どもとの分節、線引きの一つの手立ては、「成年」と「未成年」の区別である。広井によれば、江戸時代では、ほぼ15歳までを「幼年」としていたが、1876年の大政官第41条布告によって成年の年齢が一気に20歳へと引き上げられた。未成年とは無能力者ではなく、限定能力者として捉えられていた。そして、「親権者や後見人の同意を不可欠なものとすることによって、未成年者を親の保護下に置く制度だった」¹²⁾と指摘されている。未成年者の財産処分や営業の行為を親の同意

において可能とすると同時に親権を未成年者の子どもに対してのみ効力を持つと限定したことに新しい視点があつた。しかし、歴史的に大人と子どもという二元的対置は「成熟」対「未熟」、「無垢」対「理性」、あるいは「有能」対「無能」、「自律」対「依存」、「人格」対「非人格」という上下関係であり続けた。そして現在なお、実定法において深層に根強く位置づけられている。そして、この通底的な観念は、大江によれば法令的な「意思能力、行為能力、責任能力という概念」に写し変えられていると言う¹³⁾。人は出生とともに権利主体となり得、権利能力を持つが(民法3条)未成年者については「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」(民法5条)と定められているように、取引に関しての行為能力が不十分な者とみなされ、親権者または未成年後見人の保護の元にその同意によって行われる。その他、普通二輪免許等の所得は16歳以上から、普通免許等の取得は18歳以上から認められるというの(道路交通法88条) 様々な能力の成熟、未成熟とかかわって規定される。また「満20年二至ラサル者」に禁じられる「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」も未成年者の生理的・健康上の未熟の観念に基づき、保護されているのであろう。しかし、子どもを未熟、無能力としてとらえ、親や社会、国家によって保護するという立場は、弱者としての子どもという点から必要なことではあるが、反面、意識的、無意識的に常に子どもを客体化・対象化し、大人の管理の元に置くことになる。子どもが自ら発達を克ち得、自律的に生きる力を身に付けていくというあり方とどのように関係づけていったらよいのであろうか。

3. 労働と教育

19世紀以降の産業革命を契機として、子どもは、安い未熟練労働者として質的に劣悪な労働条件下に強いられてきた。一方で温情的な保護対策が行われるようになったが、労働

力の再循環のためのリフレッシュとしての方策でもあつた。英国では、1919年の「工場法」において9歳未満の子ども労働を禁止した。日本では、1911(明44)年に「工場法」ができ、「工場主八十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と規定されたが、軽労働では10歳以上、また労働時間についても施行後15年間は2時間の就業時間延長が認められるなど、富国強兵政策下にあつて、子どもの労働力は国の経済に組み入れられていた。

戦後、新憲法の設置、国連における子どもの人権尊重の動きによって、子どもの労働は慈恵的な保護から、生存権の保障という観点によって守られてくるようになった。現代では先進国においては子どもの労働に関する人権は保護されているが、発展途上国を見れば経済発展と子どもの発達・教育の保証との相克をめぐって、多くの問題が生じている。国際労働機関(ILO)の推計では世界中の15歳未満の子どものうち、1億8600万人の子どもが働いていて、6人に1人の割合と言われる。「チョコレートとは、カカオ豆を炒って砂糖と牛乳、それにアフリカの子どもたちの汗と血と涙を加えたもの - 地元の人たちは悲しみを込めてそう言う」¹⁴⁾。

ILOでは、児童の労働の性質や評価、さらには児童そのものの観念、定義が各国によって異なることから段階的、漸次的な保護規準を設定している(ILO138号条約)。

- a) 11歳までの児童によって行われる経済活動
- b) 12～14歳の児童によって行われる「軽易労働」を除くすべての経済活動
- c) 15～17歳の児童によって危険な条件下で行われる経済活動
- d) 18歳未満の児童によって行われる「最悪の形態の」児童労働(第182号条約)

(2億4500万の児童労働者のうち、1億7800万人以上が最悪の形態の労働に従事している。最悪の形態の児童労働とは、強制労働、人身売買、売春、債務労働など)¹⁵⁾。

このような特に貧しい国の経済状況ともからみ、国連は教育の機会を損なわず、特に子どもにとって有害ではない「子どもの仕事」と、子どもの心身の健康を阻害したり、教育を受ける権利を妨げる「児童労働」とを分離し、保護にあたらうとしている。子どもの労働については、経済状況の需要と供給の要因によって引き起こされるという社会システムと関わっているが、この仲介をするのが親権である。かつては、工場が求める安い労働力を親が提供していた。一方で、子どもの教育の権利と義務が主張され、尊重されることによって、親権が制限され、その条件のなかで子どもの労働が承認されてきている。世界の子どもの労働の状況を見る限り、大人の行為、責務から免れ、子どもの人権、発達・教育が尊重されているとは言い難い。このように子どもという存在は、歴史的な差異によって定められているばかりでなく、現在の南北問題の差異としても異なった課題を持っている。途上国の子どもたちは、苛酷な労働からの保護と発達・教育の権利が急務であるが、他方そこをのり越えるためにも子どもの意見表明権や知る権利という社会の子どもの参画も又不可欠となっている。

4. 保護と自由

19世紀後半から20世紀にかけて、子どもは汚れを知らぬ無垢な存在としても描かれた。神性そのもの、あるいはいたいけな未熟の過程として見なされた。そのために、世間や社会の悪習に染まらないように大人が保護しなければならぬという「子どもの保護の時代」が開かれていった。この見解は、現在でも各地に施行されてきた青少年条例に根強く見られる。このさきがけは、1950年制定の「図書による青少年の保護育成に関する岡山県条例」であり、青少年を18歳未満とし有害図書の指定を行った。以来、条例の施行はほぼ全国に及んでいる。秋吉はそれらの分類的分析を行っている¹⁶⁾。まず、名称としては、

・「健全育成」21、「保護育成」14、「保護」3、

「環境浄化」2、「愛護」2、「健全育成と環境浄化」、「環境整備」、「保護育成のための環境浄化」、「良好な環境整備」がそれぞれ各1である。

・「青少年」の名称が44、「少年」が2。年齢では、「6歳以上～18歳未満」16、「小学校就学の始期から18歳に達するまで」14、「18歳未満」16、とある。

近年では、有害図書はビデオ、玩具も対象としている。神奈川県条例ではテレビゲームソフトも対象とし、2005年8月に最初の発売禁止ソフト「グランドセオリー」を指定した。また、神奈川県では2004年10月、青少年保護育成条例を改正し、深夜に18歳未満の青少年を外出させないよう定めている保護者の努力規定を義務規定に変更する方針を明らかにした¹⁷⁾。さらに、都青少年問題協議会は、大人が18歳未満の青少年と「反倫理的な性交」をすることを罰則付きで、禁止するいわゆる「淫行処罰規定」を議会に提出した。有害と指摘される諸点は、主にいたずらな性的刺激の助長や暴力行為への引き金となることへの懸念である。

また、映画の成人指定・R指定は1976年映倫の「基準研究委員会」具申から行われてきた。

青少年条例の根拠は、子どもが思慮分別や責任上の判断力において未熟であり、また感受性が強いため、性的、暴力的刺激に対する抵抗力が弱いととらえている。そのために大人や社会があらかじめ保護対策を講ずる必要があると考えられている。一方、子どもは現在では基本的人権が尊重され得る自律的な主体であって、単に守られるべき客体ではない。明らかに露悪的な、暴力増長的なメディアの氾濫は社会システムの欠陥ではあるが、保護の名目の元に子どもを客体化し、管理する対象としてとらえる方向に逆行しかねない。子どもの権利には、単に大人がこれを保護するのみならず、子ども自身が自ら人格発達を目指す自律的存在として尊重することが求められるからである。

5. 発達性と責任

少年法では、「少年」を「20歳に満たない者」(2条)と定めている。少年法の目的は、「少年の健全な育成」への期待と非行少年の「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」とされている。少年法には刑事政策的な関わりによって、様々な年齢による設定がある。まず、14歳未満は刑事未成年者(刑法41条)である故に刑罰を科されないが、14歳未満で刑罰法令に触れる行為を犯した場合「触法少年」として、原則として児童福祉法に基づく児童福祉機関の措置に委ねられる。この他では「犯罪少年^{おそれ}」や、性格や環境上将来罪を犯す可能性の虞のある「虞犯少年」の規定がある。また、18歳未満の「児童」は児童福祉法に基づく措置が家庭裁判所によって行われる(少年法18条)。さらに18歳未満に対する死刑は廃止され、その他の刑についても様々な減輕処置を妥当としている。また、少年と家族のプライバシーの保護が尊重されている(同61条)。少年法の少年という概念に対する精神には、まず少年には人格形成途上にある未熟な者として考慮されている。例えば、善悪に対する判断力も成人に比して劣っているという点。さらに、発達的な性格特性として、仲間や周りの人から影響されやすい同調的志向性、思春期特性としての反抗的傾向、危険に対する甘い評価、目先の状況に惑わされやすいなどの心理的要因が、法学関係者から一般的に指摘されている。しかし、これらの発達特性が真に科学的根拠に基づくものであるかどうかは定かではない。少年法の「少年」という概念は、少年が憲法13条に保障された「成長発達権」を有し、かつ第26条1項の「教育を受ける権利」に立脚している。少年は将来への可能性と可塑性を湛えている存在として常に福祉と教育の中で発達と自己実現をめざすべく個別審理・個別処遇主義が開かれている。教育は良識への判断力を培い、自己と他者・社会に対する自律的責任への姿勢を培う。福祉は人間の絆によって、この精神と知と力を養い、醸す猶予の歳月となる。

しかし、一方で罪を犯したことに対しては相応の償いをしなければならないという社会の正義感があり、罪に対する厳罰化や必罰化という観念が社会一般の通念として、特に被害者側への感情移入の情と合いまって存在する。このような立場は、少年法・刑法に見られる社会防衛機能や処遇決定の際の応報や一般抑止の観念を導入させてくる。そうすると、少年法の福祉・教育の機能は、少年の人格の自律的育成に基づく陶冶による更正から、犯罪的危険の除去と予防という二次的機能に従属させられてしまう。少年法が日本に導入されるにあたっては、二つの流れがある。その一つは、「少年には教育可能性があり、可塑性に富むが故に、教育的な方法を加味した個別的な処遇をすることが目的によくかなっている」というドイツ系保安処分中心型。もう一つは「保護処分の内容を教育と福祉であるとし……伝統的な司法手続によるのではなく、非形式的な審判により社会福祉的に少年を守ることが第一の目的」とする「衡平法による国の親」(Parens Patriae)の英米福祉型の両思想に影響を受けて成立したものがある(菊田¹⁸⁾。

日本の少年法においても少年の発達と教育の視点は原則として尊重されてきたが、一方で罪に対する応報と厳罰化への志向性も根強い。2000年の少年法の改正ではこの方向性が幾分強化されてきた。まず、20条の旧法にあった但し書(「送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない」)が削除された。この結果14歳以上なら刑事責任が問われることになった。また16歳以上で死亡させた罪などの重大事件では原則逆送となる。犯行時18歳未満の少年における無期刑については必ず減輕する処置が裁判所の裁量に改められ、無期懲役が可能となった(51条2項)。

さらに、少年法における警察関与の年齢引き下げが、12歳の少年による長崎市幼稚園児誘拐殺害、11歳女児による佐世保市小6同級生殺害事件を契機に見直されてきた。2005年1月21日、法務省の法制審においては、次のよ

うな少年法の改正案が大臣に答申された。14歳未満の触法少年、虞犯少年の事件について警察の調査権限を明確化する。触法少年の事件で押収や捜査、検証などの強制的な措置もとれる。14歳未満も少年院に収容できる。保護観察中に順守事項に違反した場合は、少年院送致などの措置がとれる。家庭裁判所が認めれば少年審判を受ける少年に国費で弁護をつけられるなど。これに対し、厚生労働省では社会保障審議会児童部において子ども側の立場からカウンセリングや児童自立支援など、環境やプログラムを用意することの重要性を指摘して反論した¹⁹⁾。

一方、米国の連邦最高裁においては、2005年3月1日犯行時18歳未満だった少年の死刑を違憲とする判断を下した。その根拠として「18歳は大人と子どもの境界線だ」、「少年は自らの行動の結末を理解するには未熟だ」という判断がなされた。それでも19歳で少年の死刑が認められているが、今後は少年への死刑求刑が困難となる²⁰⁾。

少年法での20歳未満という少年については、処置に該当する年齢の喫水線を様々に浮動させている。それは、少年に対する社会、国、国民の意識の反映であり、民主的権利の確立との相克がある。

少年の重大事件とその低年齢化によって、一方でその応報による危険性の予防としての一般抑止の要請が起こる。その結果、法の厳罰主義と自己責任としての懲罰的制裁の通念が高まる。しかしこのとき、憲法や少年法の理念である教育と適性手続による少年自身の自律的発達による非行克服の観点との二重性が問われてくる。葛野は、「犯罪の背景にある社会的要因を捨象し『自己決定』による行為と擬制することによって、犯罪の『責任』をすべて行為者に帰属させ、応報ないし『自己責任』としての厳格な懲罰的制裁」によって、「犯罪の社会的要因の解消に向けた社会政策的アプローチも、犯罪行為者の社会的再統合と再犯防止に向けた福祉的・教育的アプローチも切り捨てられる」と過度な社会防衛機能の

強調論に潜む危険性を指摘している²¹⁾。このような相克において、少年、子どもの立場は歴史的な権利の確立に立脚しながらも、現社会システムにおける力動的で社会的なオピニオンや圧力とのせめぎ合いに立たされている。

6. 保護と自己決定

1970年前後から起こってきた「子どもの解放運動」と「子どもの権利条約」の国連採択を契機として、子どもへの保護というスタンスから、子どもの自律性の確立と社会的参画の援助へと比重が移ってきた。この条約の子どもとは18歳未満を指す。この方向を具体的に示しているのが、「意見表明権」(12条)、「表現・情報の自由」(13条)、「思想・良心・宗教の自由」(14条)、「結社、集会の自由」(15条)、「プライバシー、通信、名誉の保護」(16条)、「人身の自由・司法の手続き」(30・40条)などである。ことに意見表明権は、「自己の見解を形成する力のある子どもが自己に影響を及ぼすすべての事柄について自由に見解を表明する権利」として、現在の共生者、次世代の主権者であることを明確に謳っている。ここでは、唯一権利の主体について制限が付けられているように見えるが、そこには年齢、成熟度が考慮されていると考えられる。意見表明権は、それ自体「自己決定権」と等しくするものではない。本来、人間としての権利は大人と子どもとに差別が設けられるべきではないが、一方で「子どもの保護という観点から必ずしも問題がないとはいえないので、即決定とはされずに、その年齢と成熟に相応した重みが与えられるのである」²²⁾。

では、現在子どもの権利の新たな視点として膾炙される自己決定権とは如何なるものなのであろうか。ダナーは「自分自身のことについて決定を下し、他者に対して責任を引き受ける能力」²³⁾ととらえている。法学上では、内野によれば「憲法上の人権として自己決定権とは、自分の私的問題を自分で決める権利であって、しかも独特な生き方もしくはリスクの覚悟という特徴をもつものである」²⁴⁾

が、自由権や幸福追求権とも複雑な関連があると見なしている。ところで、子どもの自己決定権とはどのように解釈されるのであろうか。芹沢は、まず歴史的な動向から説き起こす。子どもの権利をめぐるには二つの潮流がある。その一つは、子どもを保護する親や国の責務を重視する「保護主義」の流れ、これは親子関係など私的な親権的保護主義と国家的保護主義がある。他方、子どもの自立・自律・自己決定権を重視する立場がある。現代でも両者の相克の層にあるが、現実的には「成熟度に応じた差異を考慮に容れる必要があり、そのためには未成熟・依存から成熟・自立への成長過程にある存在という属性、すなわち子どもをして子どもたらしめている要素こそが最も重要性を帯びる」²⁵⁾と子ども特異性(発達性)に応じた対処の必要性が説かれている。

子どもの成熟と意見表明権は法的にどのようになっているのであろうか。幾つかの事態において15歳以上からの契機が見られる。裁判離婚の際の監護に関する審判(民法815条)、養子縁組の承認(民法798条)、生活保護施設収容措置(生活保護法第30条)、遺言の有効性(民法961条)、児童福祉法の強制的措置(第28条)など身分上の事柄、家族生活上の行為にあたって子どもの意見聴取が行われる。15歳という年齢は義務教育終了時に該当し、かつては就職して社会に出て行った子どもも多かった。

一方、性に関する年齢規定はやや複雑である。性的同意年齢は13歳となっており、それは刑法第177条に「暴力または脅迫を以て13歳以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪となし…」とあり、「13歳未満に対しては暴力や脅迫がなくても強姦とされる」。この性的同意年齢の13歳というのは世界で見ると最低の12歳の次であり、21歳に至るまで様々であるが、最も多くの国が決めているのは16歳である(89ヶ国)²⁶⁾。さらに、結婚最低年齢は現在男子18歳、女子16歳となっている(民法731条)が、2004年1月30日に子どもの権利条約に基づく対日審査の結果、女子の年齢を男子と同

じに引き上げるよう勧告された。

・関係的二重性

少年法では20歳未満を少年とし、選挙権は20歳以上である。児童福祉法では、児童又は少年は18歳未満であり、子どもの権利条約も児童を18歳未満としている。又、結婚最低年齢は男子18歳、女子16歳となっている。子どもという言葉は一般的で総括的に使用されていて、法はそれぞれの対象を限定するために名称や年齢を定めている。子どもという概念は、社会的な場や法の枠組といういわばコンテキストによって分節的に意味づけられている。そのために何らかの実体的なものというより、様態的な存在としてとらえられ得る。ここから、子どもが関係的な存在であると言われてくる。宮澤は、「『子供』と『大人』の概念は相互規定的であり、「関係の中でしか子供は姿をあらわさない」²⁷⁾と関係性からの意味づけを強調している。大江もまた、「大人-子供関係の中ではじめて大人が成立し、子供が成立するという発想」²⁸⁾から子どもを見るという自律性と共同性の関係的存在論を唱える。これらの関係論から見ていくとき二つの流れがある。一つは、子どもの保護主義への批判から子どもの人権尊重という歴史的発展の中で、大人と子どもの対等性と子どもの自律を強調する「自律原理」(Autonomy Principle)の流れがある。子どもを未熟な存在とし、大人の管理下に置く立場を否定し、子どもは生まれながらにして人間として尊重されるという子どもの人間性を謳った流れの一つである。もう一つは、弱者としての子どもを保護すると同時に一定の制約をする「パターナリズム」(Paternalism)がある²⁹⁾。現代ではこの対立的な見解に対し、より弁証法的に子どもの特性としての発達と、それを保証する教育的配慮を重視する視線がある。元々、ルソー以来、人権を尊重されるべき子どもと、子ども期という独自性を生きることの必要性とは、現在統一的にとらえられている。例え

ば、堀尾は「人権を前提として、おとなとは違う弱きものとして、保護される権利を含み、かつまたその弱さを可塑性に富んだ発達の可能態としてとらえ直す視点」³⁰⁾という相互のかかわりを重視している。

しかしながら、この発達観については近年では単に子どもから大人へと成長することを意味するのではない。ハーヴィガーストは、老年期に至るまで人はそれぞれの発達段階に応じて、克服すべき発達課題があると生涯発達心理学の立場を明らかにした³¹⁾。また、エリクソンは老年期までの発達段階において、人は社会的環境に生きるために異なった危機に直面すると指摘した。そして、これらを克服することで真に生きる力を獲得していくと力動的な発達観を展開した³²⁾。

一方、発達はその可能態である資質が教育によって陶冶され、主体に克ち取られていく道程である。この学習過程もまた大人になった時点で終了するのではなく、一生涯の自己実現を目指すものであることがポール・ラングラン³³⁾やイリッチ³⁴⁾によって唱えられ、現代では生涯学習社会として定立している。このように、現代において発達と教育は子どもにとってのみの特性ではなく、大人も含め質的な差異にすぎなくなっている。

また、子どもに対して大人が持つ支配、管理と同時に派生する保護の観念は、子どもの存在としての特異性として、通過的な事柄である。早くからロックは、大人の子どもに対する権利や義務は「成長するにつれ、年齢や理性の影響により、そうした絆は緩くなり、ついには完全になくなって自由にふるまうようになる」³⁵⁾と成熟の程度の差であると見ていた。しかし、漸次拘束と管理、保護がゆるいではくるが、一定の年齢までは子どもとして規定され、取り扱われ、ある種の自由と権利が剥脱されているのが子どもの根底的差異である。子どもの権利条約は、殆どが大人と同じ権利を子どもが有していることを謳っているが、ただ一つ意見表明権については「自己の見解と表明する力のある子ども」(12条)

と付帯条件をつけている。この力はどのような判断に基づいて行われるのであろうか。この根底には、子どもは現社会においてある程度意見は尊重されるが、決して社会の重要事項には参画することが認められないという一線がある。歴史的に見ても、子どもと同様に自由を限定され、時に差別されてきた女性や障害者が自らの叫びによってそこからの解放と自由を目指して闘ってきた。しかし、子どもの場合は、その保護者によって、代理人を通じて権利を与えられてきた。中村が言うように「子どもの人権は、子ども自体、それを自らが叫ぶこともまた要求することも、さらに訴追することもできないという特異性を持っている。それは、能力的にできないばかりでなく、原則として社会的にもできない」³⁶⁾のである。子どもは主体者として生きる存在であると同時に常に他者によって規定されていくsubject(主体・従属者)である。

子どもという存在のディレンマは、子ども自身の存在の根底にある。女性は性という差異を、障害者はハンディを自らの差異として生き続けていくが、子どもはやがて大人へ変移する。未熟さというレッテルは年齢と教育によって、一応制度的には解消される。一方で、子どもは大人との間にある社会的な裂け目によって不連続な存在ではあるが、同時に将来大人へと移向するというばかりでなく、本来的に同じ人間であるという連続性を持っている。この二重性は静態的に併存しているばかりでなく、世代の進行がもたらす時間性によって、新たな社会システムや意味体系を作り出していく。今ある大人たちは、旧社会システム下で育ってきた子ども期を通過してきた。しかし、社会の変動によってこの過去の子どもイデオロギーは、新しい社会システム下にある現存の子どもと異なったものとなっている。このことから世代間イデオロギーの差異や、新しい世代の革新性が生じてくる。それ故に、子どもは単に現存する大人へとなるのではなく、新たな大人へとなる。それは差異のある反復である。

表「主な法令等における子どもの呼称と年齢区分」

	法令等の名称	公布年月日	呼称等	年齢区分	関連条項
1	民法	1896(M29)・4・27 (第1～3編) 1898(M31)・6・21 (第4～5編)	未成年者 婚姻適齢	20歳未満の者 男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕	(成人)第4条 (婚姻適齢)第731条 (婚姻による成年擬制) 第753条
2	未成年者喫煙禁止法	1900(M33)・3・7	未成年者	20歳未満の者	第1条
3	刑法	1907(M40)・4・24	刑事責任年齢(刑事未成年者)	14歳未満の者	(責任年齢)第41条
4	未成年者飲酒禁止法	1922(T11)・3・30	未成年者	20歳未満の者	第1条
5	皇室典範	1947(S22)・1・16	成人	18歳以上	第22条
6	学校教育法	1947(S22)・3・31	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	第22条 第23条
			学齢生徒	小学校(又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部)の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	第39条
7	労働基準法	1947(S22)・4・7	年少者	18歳未満の者	(年少者の証明書)第57条
			児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	(最低年齢)第56条
			未成年者	民法上の未成年者	(未成年者の労働契約)第58条
8	児童福祉法	1947(S22)・12・12	児童	18歳未満の者	第4条
			乳児	1歳未満の者	
			幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
			少年	小学校就学から18歳に達するまでの者	
9	国立国会図書館法	1948(S23)・2・9	子ども	おおむね18歳以下の者	第22条
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1948(S23)・7・10	年少者	18歳未満の者	(年少者の立入禁止の表示)第18条
11	少年法	1948(S23)・7・15	少年	20歳未満の者	(少年、成人、保護者)第2条
			成人	20歳以上の者	
12	道路交通法	1960(S35)・6・25	児童	6歳以上13歳未満の者	(免許の欠格事由)第88条
			幼児	6歳未満の者	
			大型免許を与えない者	20歳未満の者	
			普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びびけん引免許を与えない者	18歳未満の者	
			普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
13	児童扶養手当法	1961(S36)・11・29	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者	(用語の定義)第3条
14	母子及び寡婦福祉法	1964(S39)・7・1	児童	20歳未満の者	(定義)第6条-2
15	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	1964(S39)・7・2	障害児	20歳未満の者	(用語の定義)第2条
16	母子保健法	1965(S40)・8・18	乳児	1歳未満	(用語の定義)第6条-2
			幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまで	
			新生児	出生後28日を経過しない乳児	
17	勤労青少年福祉法	1970(S45)・5・25	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕※第7次勤労青少年福祉対策基本方針(平成12年12月労働省)において、「おおむね30歳未満」としている。	
18	児童手当法	1971(S46)・5・27	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	(定義)第3条
19	児童の権利に関する条約	1989年採択、1990年発効、1994(H6)・5・16日本批准	児童	18歳未満の者	第1条
20	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1999(H11)・5・26	児童	18歳に満たない者	(定義)第2条
21	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法	1999(H11)・12・22	子ども	青少年のうちおおむね18歳以下の者	(業務の範囲)第10条
22	独立行政法人国立少年自然の家法	1999(H11)・12・22	少年	学校教育法に規定する学齢児童及び学齢生徒	(少年自然の家の目的)第3条
23	独立行政法人国立青年の家法	1999(H11)・12・22	青年	青少年のうち学校教育法に規定する学齢児童及び学齢生徒以外の者	(青年の家の目的)第3条
24	子どもの読書活動の推進に関する法律	2001(H13)・12・12	子ども	おおむね18歳以下の者	(基本理念)第2条
25	次世代育成支援対策推進法	2003(H15)・7・16	子ども	(特に規定なし)	(定義)第2条
26	少子化社会対策基本法	2003(H15)・7・30	子ども	(特に規定なし)	(施策の基本理念)第2条

ホワイトヘッドによれば、存在は連続的であると同時に不連続である。存在は過去によって限定され、引き継いでいるという点で連続的ではあるが、また限定されつつも自ら限定して再構築し、新しく自己を創造していくことでは不連続である。存在はものとして実体であるよりは、変動することとして生成していく主体である。存在は自らの有り様によって、今度は後続する存在に対して環境世界における客体として影響を与えていく。存在とはこのような生成を営む主体＝客体の循環的生成である。

「現実的実質は、それ自身の生成の直接性を支配する主体であるとも、またその客体的不死性の機能を行使する原子的な創られたものである自己超越性とも考えられうる。それは『存在』となったのであり、あらゆる『存在』の本性には、それがあらゆる『生成』にとって潜勢的なものであるということが属している」³⁷⁾

主体は、その本質において他者との関係性、共生に貫かれていて、主体は自ら生成しつつ、同時に他の主体に対して客体として生きている。これを子どもという存在に見れば、子どもは過去と現在において大人やまわりの世界に生かされているが、同時に自ら主体としてこの世界を自律的・創造的に生きている。子どもという生成がやがて大人になるが、次にかつての子ども＝主体は、今度は新たな世代の子どもに対して客体として生きていく。子どもと大人とはこのような差異を創り上げつつ反復する関係的循環である。このように子どもを見たとき、子どもにおける多様で複雑な二重性に対する相克が歴史的、社会的に子どもの存在の自律と自由を押し進めてきた駆動力としてとらえられるばかりでなく、歴史と社会を変革してきた力であった。かつて子どもであった現在の大人にとっては、保護と援助に守られながらも自ら闘ってきた成長への歷程があり、その礎を盾にして新しい世代の子どもとの共生と相克の歷程が拓かれていく。

引用文献

- 1) Philippe Ariès, 1960,1973 *L'enfant et la Vie Familiale Sous L'ancien Régime*:Seuil. Paris. (1980 杉山光信・杉山恵美子訳 『子供 の誕生』みすず書房. p27)
- 2) Nicholas Orme, 2001 *Medieval Children*: Yale University Press. pp7 - 8
- 3) Colin Heywood, 2001 *A History of Childhood Children and Childhood in the West from Medieval to Modern Times*: Polity. p39
- 4) Ariès, 前掲出. p269
- 5) 同上, p379
- 6) Lloyd deMause, 1982 *The Evolution of Childhood from Foundation of Psychohistory*: CREATIVE ROOTS. New York. (1990 宮澤康人訳 『親子関係の進化 子ども期の心理発生的歴史学』海鳴社.p5)
- 7) 同上. p7
- 8) 同上. pp161 - 165
- 9) Bob Franklin, 1995 *The Handbook of Children's Rights-Comparative Policy and Practice*: Routledge, p8
- 10) 伊藤正己・加藤一郎 1999 (1964) 『現代法学入門 (3版補訂版)』有斐閣. p22
- 11) 今村仁司 1998 『近代の思想構造 世界像・時間意識・労働』人文書院. p126
- 12) 広井多鶴子 2001 「成年と未成年のはじまり 満20歳という年齢」『国文研究』28号, 群馬女子短期大学.
- 13) 大江洋 2004 『関係的権利論 子どもへの権利への再構成』勁草書房. p3
- 14) 朝日新聞2005年6月12日, 日刊「社説」14版. p3
- 15) OECD, 2003 『世界の児童労働 実態と根絶のための取り組み』豊田英子訳,明石書店. p18
- 16) 秋吉健次 1992 「青少年条例の制定状況とその構成」『青少年条例』三省堂 pp137 - 138
- 17) 朝日新聞2004年10月23日, 日刊, 14版. p2
- 18) 菊田幸一 2003(1980) 『少年法概説 (4版)』有斐閣. pp2 - 3
- 19) 朝日新聞2005年1月21日, 夕刊, 4版. p19
- 20) 朝日新聞2005年3月3日, 日刊, 14版. p3
- 21) 葛野尋之 2004 「厳罰化のサイクルと『改正』少年法の検証」『少年法の解説』日本評論社. p6
- 22) 藪本知二 1995 「子どもの権利条約の起草段階の研究」『子どもの権利条約の研究 (補訂版)』法政大学出版局. p167
- 23) Martinus. J. Langeveld, Helmut Danner, 1981, *Methodologie and'Sinn'-Orientierung in der*

- Pädagogik*: Ernt Reinhardt Verlag. (山崎高哉監訳
1989 「『意味』に定位した教育学についての論
考」『意味への教育学』玉川出版局. p286)
- 24) 内野正幸 1998 「自己決定権と平等」『現代の法
14 自己決定権と法』岩波書店. p4
- 25) 芹沢斉 1998 「子どもの自己決定権と保護」『現
代の法 14 自己決定権と法』岩波書店. p157
- 26) 平野裕二 2001 「世界の10代と性的自己決定」
『季刊セクシュアリティ』エイデル研究所
- 27) 宮澤康人 1998 『大人と子供の関係史序説 教
育学と歴史的方法』柏書店. p4, p12
- 28) 大江, 前掲出. p49
- 29) Garcth B. Matthews, 1994 *The Philosophy of
Childhood*: Harvard University Press (1997 倉光
修・梨木香歩訳 『哲学と子ども』親曜社. p103)
- 30) 堀尾輝久 1986 「子どもの権利再考」『月刊ジュ
リスト特集子どもの権利』No16. p246
- 31) R. J. Havighust, 1953 *Human development and edu-
cation* : Longmans Green. (1958 荘司雅子訳 『人間
発達と教育』牧書店)
- 32) E. H. Erikson, 1982 *The Life Cycle Completed - A
Review*: Rikan Enterprises Ltd (1989 村瀬孝雄・近
藤邦夫訳 『ライフサイクル、その完結』みすず書
房. p73)
- 33) Paul Lengrand, 1970 *Introduction a l'education
permanente*: Unesco (1971 波多野完治訳 『生涯教
育入門』日本社会教育連合会.)
- 34) Ivan. D. Illich, 1971 *Deschooling Society*:
Harper&Row (1975 東洋・小澤周三訳 『脱学校の
社会』東京創元社.)
- 35) John Locke, 1924 *Two Treatises of Government*: J.
M. Dent & Sons (1968 鶴飼信成訳 『市民政府論』
岩波書店. p58)
- 36) 中村泰次 1992 「青少年条件の歴史 出版規制
を中心に」『青少年条例』三省堂. p112
- 37) Alfred. N. Whitehead, 1929 *Process and Reality*:
Cambridge Edition (1984 山本誠作訳 『過程と实在』
松籟社. P75)